

## 《判例研究》

# 自身が出産したえい児2名の死体を段ボール箱に入れた上、自室に置き続け、もって死体を遺棄した被告人の行為につき、死体遺棄罪の成立を否定した事例

最高裁判所第二小法廷判決令和5年3月24日  
（令和4年（あ）第196号：死体遺棄被告事件）  
（裁判所ウェブサイト、LEX/DB 文献番号 25572744）

矢 田 陽 一

## キーワード

死体遺棄, ベトナム人技能実習生, 「遺棄」の概念, 最判令和5年3月24日

## 【事実の概要】

1 被告人は、来日して技能実習生として働き、受入会社が用意した家屋（以下「寮」という。）で生活していたところ、自分が妊娠していることを知ったものの、そのことを周囲の者に言わず、医師の診察を受けなかった。

2 被告人は、令和2年11月15日午前9時頃、寮の被告人の居室（以下「自室」という。）内で、本件各えい児を出産したが、いずれも遅くとも出産後間もなく死亡した。

被告人は、少し休んだ後、自室において、本件各えい児の死体を、タオル

で包み、段ボール箱に入れ、その上に別のタオルをかぶせ、更に被告人が付けた本件各えい児の名前、生年月日のほか、おわびやゆっくり休んでくださいという趣旨の言葉を書いた手紙を置いてその段ボール箱に接着シートで封をし、その段ボール箱を別の段ボール箱に入れ、接着テープで封をしてワゴン様の棚の上に置いた。

3 被告人は、同月16日、妊娠の可能性を聞いた監理団体の職員等に連れられて病院で受診し、医師から検査結果を示され、同日午後6時頃、赤ちゃんの形をしたものを産んで埋めた旨話したため、同月17日、寮の捜索が行われ、前記2の状態で置かれた段ボール箱の中から本件各えい児の死体が発見された。

第1審である熊本地判令和3年7月20日<sup>1)</sup>および原審である福岡高判令和4年1月19日<sup>2)</sup>は被告人に死体遺棄罪の成立を認めたところ、被告人側は規定違反、憲法違反ないし判例違反があるとして、上告した。

## 【判決要旨】

破棄自判。

「1 刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状態を作出

---

1) 福永俊輔「判批」『西南学院大学法学論集』54巻2号(2022年・令4年)143頁以下。

2) 『判例時報』2528号(2022年・令4年)123頁以下、福永俊輔「判批」『西南学院大学法学論集』55巻2号(2022年・令4年)109頁以下、同「判批」『新・判例解説 Watch』32号(2023年・令5年)175頁以下、大庭沙織「判批」『法学セミナー』815号(2022年・令4年)124頁以下、十河太郎「判批」『法学教室』508号(2023年・令5年)132頁。

する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相容れない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。

2 前記第2の2の事実関係によれば、被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作出したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相容れない処置とは認められないから、刑法190条にいう『遺棄』に当たらない。原判決は、『遺棄』についての解釈を誤り、本件作為が『遺棄』に当たるか否かの判断をするに当たり必要な、その態様自体が習俗上の埋葬等と相容れない処置といえるものか否かという観点からの検討を欠いたため、重大な事実誤認をしたものというべきである。

3 以上のとおり、本件作為について死体遺棄の成立を認めた原判決及び第1審判決は、いずれも判決に影響を及ぼすべき法令違反及び重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。そして、すでに検察官による立証は尽くされているので、当審において自判するのが相当であるところ、前記2のとおり、本件作為は刑法190条にいう『遺棄』に当たらないから、被告人に対し無罪の言渡しをすべきである。」

## 【評釈】

### I. はじめに

本判決では、被告人が、自身が産んだえい児2名の死体をタオルで包み、段ボール箱に入れ、1日以上にわたり、棚の上に置き続けた行為が死体遺棄

罪にいう「遺棄」に当たるか、が争点となった。この点につき、第1審および原審はともに「遺棄」に当たると判示したのに対し、本判決では、そもそも「遺棄」に当たらないとし、死体遺棄罪の成立を否定した。

本判決の意義は、「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」を保護法益と解する点で、最高裁として従来判例の立場を踏襲することを明らかにしたこと、また、「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為」が死体遺棄罪における「遺棄」であるとしつつ、他者が死体を発見することが困難な状態を作出する隠匿行為が「遺棄」行為に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは十分でなく、その態様自体が習俗上の埋葬等と相容れない処置といえるものか否かという観点から検討する必要があるとする点で、「遺棄」の認定につき、その保護法益論の観点から、従来判例に比してより精緻な判断枠組みを呈示することによって、死体遺棄罪の成立範囲を限定・明確化したこと、にあるといえる。

以下では、死体遺棄罪の保護法益および実行行為としての「遺棄」について、従来判例・学説および第1審・原審での認定と対比しつつ、若干の評釈を試みたいと思う。

## II. 死体遺棄罪の保護法益

死体遺棄罪は、刑法典第24章の「礼拝所及び墳墓に関する罪」における「死体損壊等」(190条)中に規定されており、いわゆる「社会的法益に対する罪」の一種に分類するのが、従来通説的な立場である。すなわち、その保護法益については、一般的に、「死者に対する社会的習俗としての宗教的感情」<sup>3)</sup>

---

3) 大塚仁＝河上和雄＝中山善房＝古田佑紀編『大コンメンタール刑法』第9巻[第3版](2013年・平25年)238頁[岩村修二執筆箇所]、前田雅英編『条解刑法』[第4版補訂版](2023年・令5年)561頁。

もしくは「宗教的平穩および宗教的感情」<sup>4)</sup>または「死者に対する敬虔感情」<sup>5)</sup>などと定義されており、「習俗や良俗それ自体」とするか、「国民の宗教的感情」とするか、あるいはそれらを厳密に区別することなく両者を一体のものとするかなどをめぐって、その内部で表現等も含め若干の相違はあるものの、社会一般の公共利益と捉える点で、およそ見解の一致がみられるところである<sup>6)</sup>。これに対して、「死者の自己決定権」ないし「人格権」あるいは「死者の尊厳」などと解し、これを個人的法益の一種に数える立場も一部有力に主張されている<sup>7)</sup>。この点、両者の相違は、死者本人や遺族等の同意があった場合に違法性阻却の効果を認めるかという点に存する。個人的法益に位置づける見解に対しては、本事案のように客体がえい児である場合、その自己決定権ないし人格的自律がいまだ観念しえないため、保護法益として措定することは困難といわざるをえない。したがって、現状では基本的に通説の立場が支持されよう<sup>8)</sup>。

判例は、死体遺棄罪の保護法益について、社会的法益としての「国民一般の死者に対する宗教的感情」と解する点で、従来通説とおおよそ軌を一にする。例えば、大判昭和8・7・8は、「死体損壊乃至死体遺棄罪ハ死体ニ

4) 団藤重光『刑法綱要各論』[第3版](1990年・平2年)360頁。

5) 平野龍一『刑法概説』(1977年・昭52年)266頁以下。なお、酒井智之「死体遺棄罪の保護法益と作為による遺棄の意義」『一橋法学』21巻3号(2022年・令4年)725頁は、「死体を物理的に損壊してはならないという敬虔感情」とする。

6) 保護法益論の詳細については、酒井・前掲注5)1頁以下。

7) 秋葉悦子「刑法における死者の保護」西田典之＝山口厚編『刑法の争点』[第3版](2000年・平12年)126頁以下、内海朋子「感情の刑法的保護について」高橋則夫＝只木誠＝田中利幸＝寺崎嘉博編『刑事法学の未来』(2017年・平29年)358頁、松宮孝明『刑法各論講義』[第5版](2018年・平30年)427頁以下、平川宗信『刑法各論』(1995年・平7年)308頁。なお、齊藤誠二『刑法における生命の保護』[三訂版](1992年・平4年)273頁以下は、「人格権」ないし「人格の残滓(人格の残存)」を中心として、副次的に近親者の「敬けん感情」を、三次的に「死体の完全性に対する生きている者の信頼」を、それぞれ保護法益とすべきとする。

8) もっとも、遺族等の敬けん感情は観念しうるから、その意思を「国民の宗教的感情」に反しない範囲で考慮することは許されよう。なお、伊藤渉＝小林憲太郎＝齊藤彰子＝鎮目征樹＝島田聡一郎＝成瀬幸典＝安田拓人『アクチュアル刑法各論』(2007年・平19年)428頁。

対スル一般宗教的感情ヲ害スル公益犯罪ニシテ」と判示し、名古屋高判昭和27・12・26もまた、「……凡そ死体遺棄罪が処罰せられる所以のものは信教上の信念に基く吾人の死者に対する感覚を害する行為を処罰せんとするにあるものと解しなければならない。即ち人類は古今東西を問わず死者に対し限りなき追慕を感じその死体を懇ろに葬り長く之を紀念して礼拝の対象とする信教上の信念を有するのである。従って死体を遇するの措置が吾人の信教上の信念に適せず世上一般に行われる慣行に従わず死体を冷遇放置するが如きは到底吾人の信教上の信念の許容し得られるところではない」と判示するなど、「習俗」・「良俗」それ自体については言及することなく、「国民の宗教的感情」を害する行為を処罰の対象とすべきとしている。もっとも、近時の判例をみると、例えば、福岡高判令和3・6・25は、「……死体遺棄罪は、原判決も説示するとおり、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情を保護法益とするものであって」と判示しており、「社会的風俗」と「国民の宗教的感情」とを同一視している点で、先ほどの判例とはやや様相を異にしている。しかしながら、少なくとも「習俗」・「風俗」や「国民感情」という社会一般の利益の保護を謳っていることからして、内容面において実質的な差異はなく、基本的には同一線上にあるものと評しえよう。

本判例もまた、従来の判例および通説とほぼ同様の言い回しを用いている。すなわち、前提として、熊本地裁第1審では「刑法190条は、国民の一般的な宗教的感情を、社会秩序として保護する」とし、また、原審である福岡高裁においては「……死体遺棄罪の保護法益である死者に対する一般的な宗教的感情や敬虔感情」と判示しており、「習俗」について触れてはいないものの、社会的法益としての「国民の宗教的感情」を保護法益とすることを明らかにしている。そして、本判例においても、「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される」と判示していることから、従来の判例・学説とほぼ同様の理解を行っていることが看取される。したがっ

て、判例はかねてより首尾一貫して死体遺棄罪を公共犯罪に位置づけているとあって差し支えないであろう。

### Ⅲ. 実行行為としての「遺棄」

死体遺棄罪における「遺棄」とは、一般的に、習俗上の埋葬等と認められる方法によらないで死体等を放棄ないし隠匿することを意味し<sup>9)</sup>、その保護法益にかんがみ、死者に対する思慕や畏敬の感情を害する性質のものでなければならぬと解されている<sup>10)</sup>。この点、作為による場合に加えて、通常遺棄罪とは法益が異なり、「不保護」の規定がないことから、不作為による場合もありうるとするのが、判例・通説の理解である<sup>11)</sup>。作為による場合、場所的離隔をとまなう必要があり、例えば、殺人犯人が被害者の死体を現場にそのまま放置した行為<sup>12)</sup>や、木炭製造の際に炭焼かまどに少年が転落したことを知りながら、死体を即座に搬出せずにかまどを破壊し、該少年が落ちた穴を鉄板で塞ぎその上に土砂をかけてそのまま放置する行為<sup>13)</sup>は、「遺棄」に当たらないとされている。また、殺人犯人が被害者を殺害後にその衣類を脱がせ全裸にしてその場に放置した場合、それが宗教感情上好ましくなくとも、殺害現場から死体を移動させていないかぎり、「遺棄」に当たらないとされる<sup>14)</sup>。この点、作為による「遺棄」が認められた事案として、殺害した後、おしめに包めてわら縄で縛った上で被告人宅付近の山中に埋めた行

9) 大塚仁『刑法概説(各論)』[第3版増補版](2005年・平17年)543頁、岩村・前掲注3)245頁。判例も同様である。大阪地判平成25・3・22。

10) 大塚仁＝川端博編著『新・判例コンメンタール』第5巻(1997年・平9年)182頁[名和鐵郎執筆部分]。

11) 大判大正13・3・14。高橋則夫『刑法各論』[第4版](2022年・令4年)615頁。不作為による死体遺棄については、松尾誠紀「死体遺棄罪と不作為犯」(2017年・平29年)75頁以下。

12) 大判昭和8・7・8。

13) 大判大正13・3・14。

14) 福岡地判昭和40・11・9。本判例については、川端博『風俗犯論』(2009年・平21年)195頁以下。

為<sup>15)</sup>、殺人の犯跡を隠匿するために死体を土中に埋葬した行為<sup>16)</sup>、旅館の客室で殺害した後、その死体を右客室の床下に投棄秘匿した行為<sup>17)</sup>、殺害した後、犯跡を隠匿するために同一建物内の便所に引きずって運び込み、戸を外から釘付けにした行為<sup>18)</sup>、殺害した後、布団袋に包み込んだ死体を遠方に輸送しようと考え、駅構内の運送会社発送係に運んで発送を委託して引き渡し、駅構内に放置した行為<sup>19)</sup>、家屋内で殺害した後、犯跡を隠ぺいするため、押入れ内の最も奥の布団と板壁との間に死体を落とし込むように入れて、その死体の上にマットレスをかぶせ、外部から容易に発見されないよう隠匿する行為<sup>20)</sup>、自ら出産した新生児を殺害した後、その死体をタオルで包み、ポリ袋に入れるなどして自宅などに隠匿した行為<sup>21)</sup>、などがある。なお、殺害した後、共同墓地に埋葬する場合<sup>22)</sup>や死体の血痕を拭い、下着を着せ替え、ベッドの上に寝かせ、顔にハンカチをかぶせ、両手を組ませる等一応丁寧な取扱いをした場合<sup>23)</sup>のように、一見すると習俗上の埋葬等と認められうるような方法であっても、それが犯跡隠匿の目的でなされたときは「遺棄」に当たるとされる。また、犯人が合掌したり、死者の冥福を祈ったりしたとしても、「遺棄」に当たることには変わりはないとしたものもある<sup>24)</sup>。同様に、もっぱら妻の死体を悼む愛惜の気持ちで行ったとしても、死体を被告人方納戸の洋服ダンス内に入れ、これに目張りをするなどして隠匿する行為は「遺棄」に当たると解されている<sup>25)</sup>。すなわち、「遺棄」の認定に際しては、行為者個人が内心において死体に対する敬けん感情を抱いていたかではなく、あくまで当該行

---

15) 大判大正8・5・31。

16) 大判昭和11・1・29。

17) 最判昭和26・6・7。

18) 最判昭和29・4・15。

19) 東京地判昭和32・11・18。

20) 東京高判昭和56・3・2。

21) 大阪地判平成25・3・22。

22) 大判昭和20・5・1。

23) 大阪地堺支部判昭和47・9・4。

24) 最判昭和24・11・26。

25) 東京地判平成10・4・24。

為が客観的に習俗上の埋葬等と認められる方法に基づいていたかが重要となる。他方、葬祭や死体の監護の義務を負う者が、葬祭の意思なく、死体を放棄ないし隠匿する行為は、不真正不作為犯の一種として、不作為による「遺棄」に当たると解されている。例えば、母親が生まれたばかりの子を砂中に埋めて窒息死させ、そのまま放置した行為<sup>26)</sup>、妻子の死体が他人の押入に隠してあることを知りながら、葬祭の意思なくこれを放置してその場から離去した行為<sup>27)</sup>、被害者の子で被告人の父が屋外で被害者が死亡したことを知らないで、屋内において就寝している場合、被害者の孫である被告人がこれを眼前に見て知っていながらこれをそのまま放置する行為<sup>28)</sup>、親から新生児の治療を引き受けた被告人が、祈祷類似行為を繰り返すのみで、その生存に必要な医療措置を講じることなく死亡させた上、その死体を親に引き渡すことなく引き続き自己の支配下に置いた行為<sup>29)</sup>、などがある。

本判決もまた、「習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である」と述べていることからして、「遺棄」の概念について、従来の判例・通説の立場を基本的に踏襲していることは明らかである。しかしながら、当該「遺棄」の具体的な判断方法については、これまでの判例や学説には見られない、さらに一步立ち入った考察がなされている点が注目される。すなわち、本事案の第1審では、「被告人は、死産を隠すために、えい児を段ボール箱に二重に入れ、外から分からないようにした。そして、回復したら誰にも伝えず自分で埋葬しようなどと考え、1日以上にわたり、それを自室に置きつけた。これらの行為は、被告人に埋葬の意思があっても、死産をまわりに隠したまま、私的に埋葬するための準備であり、正常な埋葬のための準備ではないから、国民の一般的な宗教的感情を害することは明らかである」として、仮に死体を隠匿・放置する行為がなされたとしても、それが「正常な埋葬のため

---

26) 大判大正6・11・24。

27) 東京高判昭和40・7・19。

28) 仙台高判昭和27・4・26。

29) 福岡高宮崎支部判平14・12・19。

の準備」と認められるのであれば「遺棄」とならない可能性があるとしつつも、被告人の本件行為は「私的な埋葬の準備」にすぎず、これに当たらないとして、「遺棄」となるとした。原審もまた、「その行為が外観からは死体を隠すものに見え得るとしても、習俗上の葬祭（以下、単に『葬祭』という。）を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものであれば、その行為は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害するものではなく、『遺棄』に当たらない」と述べたうえで、「被告人が現にした本件作為は、葬祭を行う準備、あるいは葬祭の一過程として行ったものではなく、本件各えい児の死体を隠匿する行為であって、他者がそれらの死体を発見することが困難な状況を作成するものといえるから、本件作為が死体遺棄罪にいう『遺棄』に当たるとした原判決の判断は、正当として是認することができる」と判示して、第1審の判断をさらに敷衍しつつ首肯し、結果的に被告人の行為が「遺棄」に当たるとを認めている。このように、第1審・原審ともに、死体の放置ないし隠匿行為が「正常な埋葬・葬祭の準備あるいはその一過程でなされた場合」には「遺棄」に当たらないとして、「遺棄」の概念に一定の縛りを付すにもかかわらず、その具体的な認定に際しては、特段それら準備行為自体の態様が「国民の宗教的感情」ないし「敬けん感情」を害するものか否かを仔細に検討することなく、端的に被告人の行為はそれらの場合に該当しないとして、「遺棄」に当たると断じてしているのである。

これに対して、本判決では、「他者が死体を発見することが困難な状態を作成する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相容れない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある」としたうえで、「被告人は、自室で、出産し、死亡後間もない本件各えい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くなどしている。このような被告人の行為は、死体を隠匿し、他者が死体を発見することが困難な状況を作成したものであるが、それが行われた場所、死体のこん包及び設置の方法

等に照らすと、その態様自体がいまだ習俗上の埋葬等と相容れない処置とは認められないから、刑法 190 条にいう『遺棄』に当たらない」と判示し、結論として被告人の行為は「遺棄」に該当しないとした。すなわち、「遺棄」の判断に際しては、第 1 審および原審のように、当該放置ないし隠匿行為が「正常な埋葬・葬祭の準備あるいはその一過程であったか否か」という基準に加えて、「それら準備行為の態様自体が習俗上の埋葬等に反するものであるか否か」という基準を設定することで、二重の絞り込みを行っている<sup>30)</sup>。そして、たとい被告人の本件隠匿ないし放置行為が「正常な埋葬・葬祭の準備あるいはその一過程」ではなく、いわゆる「隠匿」に当たりうるとしても、当該行為がタオルに包んで段ボール箱に入れ、同段ボール箱を棚の上に置くものであったなどの点を踏まえ、その準備行為の態様自体が社会一般の習俗上の埋葬方法に違背せず、したがって本罪の保護法益である「国民一般の宗教的感情や敬けん感情」を害する行為とはいえないとして、「遺棄」の該当性を否定したのである<sup>31)</sup>。このように、「遺棄」の存否につき、その保護法益論の観点から、従来の判例に比してより制限的な解釈を行った点に、本判例の看過しえない特徴をみいだすことができよう。すなわち、たしかにこれまでの判例においても、「遺棄」の認定につき、「国民の宗教的感情」という保護法益をまずもって確認したうえで、当該行為がこれを侵害するか否かを問題とする点で、保護法益論を基礎とした限定的な解釈が行われてはいた。また、本事実案の第 1 審および原審のように、当該行為が「正常な埋葬・葬祭」には当たらないとしても、「正常な埋葬・葬祭のための準備ないしその一過程」にあったか否かを問うことで、その成立範囲を一定程度限界づけようとするものもある。しかしながら、多くの場合、その具体的な認定においては、個々の事

---

30) 本判例の理解を徹底するならば、「遺棄」の認定においては、当該行為が「正常な埋葬・葬祭の準備あるいはその一過程であったか否か」ではなく、究極においては「準備も含めた当該行為の態様自体が習俗上の埋葬等に反するものであるか否か」の基準が決定的に重要となろう。

31) 福永・前掲注 1) 154 頁以下、同・前掲注 2) 119 頁以下では、本判例以前にそのような解釈の必要性が示唆されていた。

実の評価や仔細な理由づけをほとんど行うことなく、やにわに「遺棄」に当たらないし当たらないと結論するなど、やや短絡的ないし場当たりのな解決に終始するきらいがあったように思われる。すなわち、死体遺棄罪の保護法益が、ただでさえ「習俗としての国民の宗教的感情や敬けん感情」という、その内容がきわめて抽象的かつ曖昧で、ややもすると裁判官の恣意が介在しやすく、したがって本罪の処罰範囲が不明確になりがちである点で、このような「遺棄」の判断方法は行為者の自由保障という観点からみて重大な危険を孕むものといわざるをえない。その意味で、本判例が「遺棄」の新たな判断枠組みを創出し、当該行為が「正常な埋葬・葬祭」ないし「その準備あるいはその一過程」に当たるとはならず、その行為の性質・態様自体が全体として保護法益である「習俗としての国民の宗教的感情ないし敬けん感情」に反しないか否かを問題とすることで、従来の判例に比してより制限的な解釈を行ったことは、死体遺棄罪の処罰範囲を明確化するうえできわめて重要な意義を有するものであるといえよう。結論として、事実の評価面も含めておよそ妥当な判決であり、支持しうる。

#### IV. おわりに

本判例が、死体遺棄罪における「遺棄」の判断に際して、第1審・原審のように、当該行為が「埋葬・葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否か」という観点から検討することに加えて、その前提として、「その態様自体が習俗上の埋葬等と相容れない処置といえるものか否か」という観点から検討する必要があるとして、従来の判例に比してその保護法益論を基礎にしてより制限的な解釈を行ったことは、ともすれば不明瞭になりがちな死体遺棄罪の成立範囲を明確化し、ひいては行為者の自由を保障することに大きく資するものである点で、総じて肯定的に評することができる。もちろん、そもそも処罰範囲の不明確さの根本的な原因である保護法益の内容について

は、判例および学説においてともに、今後さらなる熟慮が求められよう。いずれにせよ、本判例を契機として、死体遺棄罪の成立範囲をなおいっそう明確化する方向で議論が進展することが期待されるところである。